

協会員に対する処分及び勧告について

平成 22 年 6 月 15 日

日本証券業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

○ 株式会社 SBI 証券

1. 事実関係

株式会社 SBI 証券に対する証券取引等監視委員会の検査の結果等によれば、次のとおり法令等違反行為が認められた。

○ 金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況

株式会社 SBI 証券（以下「当社」という。）は、システムリスク管理を社内規程に基づき実施しているが、今回証券取引等監視委員会検査（以下「検査」という。）において、当社におけるシステムリスク管理態勢について検証したところ、下記のとおり、発生したシステム障害の 4 分の 3 以上の事案がリスク管理の対象から漏れており、システムリスク管理そのものが実質的に機能していないに等しい状況が認められた。また、当社がリスク管理の対象としていた事案においても、その実施状況に不備が認められたほか、社内規程等の整備状況にも不備が認められた。

これは、当社経営陣が、システムリスク管理を担当者や外部委託先任せとし、業務の実態把握を行っておらず、また、当社役職員においても、システムリスクについて社内全体で取り組むべき課題とする認識が不足していることに起因するものである。

(1) 多数のシステム障害がシステムリスク管理の対象から漏れている状況

当社は、社内規程「システム運用管理基準」（以下「管理基準」という。）の運用を開始した平成 20 年 4 月頃から検査基準日までの間、188 件のシステム障害について、管理基準に基づくリスク管理を行っていた。

しかしながら、当社におけるシステム障害の発生状況を検証したところ、上記期間内に上記以外のシステム障害が少なくとも 592 件発生しており、リスク管理の対象から漏れている状況が認められた。また、592 件のシステム障害については、管理基準で定められた記録や報告が行われていないため、関連部署及び経営陣が障害発生の実状を認識していない状況が認められた。

なお、592 件のシステム障害の中には、ログイン不可や受発注停止といった顧客取引に影響を及ぼす障害が 33 件認められた。

(2) 安全対策に係る整備が不十分な状況

当社がリスク管理の対象としていた上記(1)のシステム障害 188 件について、その実施状況等を検証したところ、以下のとおり、システムの開発・運用業務の品質維持などの安全対策に不備が認められた。

- ① システム障害に係る記録や報告書の様式に不備があり、各事案毎の障害原因の特定や分析結果に応じた対策の実施状況等が不明確となっている。また、これらを定期的に集計・分析し、再発防止策を講じるといった対応も実施されていない。
- ② 障害発生から対応完了までの継続管理や未解決障害の消込み管理などが行われておらず、長期間未解決の障害がある。また、障害の再発防止に向けた対策が不十分なため、同一事象のシステム障害が発生している。

(3) システム監査等により指摘を受けた事項に係る改善状況等の不備

当社においては、外部監査機関に委託して実施したシステム監査で指摘を受けた事項について、長期間改善が図られていないものが認められたほか、改善が不十分な結果、リスク管理漏れによる障害や障害管理の不備などが恒常的に発生している状況が認められた。

また、当社監査部が実施した監査等において、管理基準に沿った業務運営が行われているかの検証が行われておらず、システム監査の実効性が確保されていない状況が認められた。

(4) システムリスク管理に係る規程等の不備

当社においては、システムリスク管理に係る基本方針の策定や管理すべきリスクの所在と種類の特定がなされていないなど、システムリスク管理に係る規程等の整備状況に不備が認められた。

(5) 顧客取引に多大な影響を及ぼすシステム障害の発生

当社においては、当社が重要障害と位置付けているログイン不可や受発注停止といった顧客取引に多大な影響を及ぼすシステム障害が発生しており、また、これらの中にはシステムリスク管理の対象から漏れ、顧客への影響について十分には実態把握していない事案も認められるなど、投資者保護上、問題のある状況が認められた。

当社における上記の業務の運営の状況は、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第14号に規定する「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」に該当するものと認められる。

2. 処分及び勧告の内容

以上のことから、株式会社SBI証券に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第28条第1項の規定に基づく処分

譴責

(2) 定款第29条の規定に基づく勧告

今後このような事態が再発しないよう法令、諸規則等の遵守の徹底及び実効ある内部管理態勢の確立に全力で取り組むとともに、以下の事項を内容とする「再発防止策」を策定・徹底し、その対応・実施状況を書面で報告すること。

- ① 不適切なシステムリスク管理態勢が容認され常態化した原因を究明し、責任の所在を明確化するとともに、経営管理態勢の見直しを行うこと
- ② システム障害に関する管理基準に沿った処理が実施されていなかった事例も含め、過去のシステム障害事例の検証を行い、想定される事案と対応策を類型化すること等により、実効性あるシステムリスク管理態勢を構築すること

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-3667-8475）

協会員に対する処分及び勧告について

平成 22 年 6 月 15 日

日本証券業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

○ エイチ・エス証券株式会社

1. 事実関係

エイチ・エス証券株式会社において、次のとおり法令等違反行為が認められた。

○ 新規公開株式の不正な配分・不適切な取扱い及び内部管理態勢に重大な不備が認められる状況

エイチ・エス証券株式会社（以下「当社」という。）は、引受けに係る新規公開株式の顧客への配分について、従前より、原則としてブックビルディングを行い、需要申告のあった顧客を対象に社内の抽選システムを利用して当選者を決めることとしており、この抽選システムを利用する方法は、平成 13 年頃から全店において実施されていた。

配分や抽選にあたっては、社内規程上、公正・公平を旨としてこれを行うことを基本方針としており、具体的には、一般の個人顧客等を対象に行う配分について、平成 18 年 6 月末までは売出し等の総数量を超えてブックビルディングが積み上がった場合、すべて抽選の方法により行うことを原則としていた。

また、平成 18 年 7 月 1 日以降は上記の社内規程を変更し、個人顧客について抽選の方法による配分を配分予定数量の 30%以上とし、残りを裁量による配分とした。

このうち、裁量による配分について、総枠管理の方法や一定の公平な基準に基づく部店間配分ルールなどが営業本部内において定められておらず、各営業部店長（当時。以下省略。）の適宜申請を受け、営業統括本部長（当時。以下省略。）の裁量と監査部長（当時。以下省略。）の承認により割当て数量が決められていた。

また、抽選による配分について、抽選前に予め当選者を指定するといった抽選システムの不正運用により、不正・不適切に配分される状況が常態化していた。

以上のとおり、当社は、新規公開株式の販売に関し、予め定める方法で抽選を行いそれにより公正な配分を行うことを社内規程において定めていたにもかかわらず、平成 14 年以降、法令等を遵守する営業姿勢を徹底し、その指導・監督を行うべき立場にある営業統括本部長及び大半の営業部店長等の関与により、当社の多数の営業部店において、新規公開株式の配分に係る抽選割合（抽選比率）に関するルールが遵守されない状況が継続し、また、営業統括本部長、監査部長及び営業部店長等の行為者 7 名においては、名義借り等により自己の利益を得ることを目的とし、少なくとも平成 16 年 3 月から平成 17 年 11 月までの間、不正な配分を行っていた。

当社が行った新規公開株式の不正な配分・不適切な取扱いは、下記に起因するものと認められる。

当社においては、新規公開株式を引受け、その売出しを行う場合に遵守することとされている本協会の自主規制上の規則が徹底されず、それに基づき定めた社内の配分ルールも明確さを欠くものであった。

また、配分状況や配分の結果について検証し、問題点があればそれを抑止すべき立場にあった監

査部長は、一部の従業員が自己の利益を得るために行っていた不正な取扱いに承認を与えていた。

さらに、内部管理を行う部門や責任者においても、配分結果(当選者)の事後チェックや取引状況に係る確認や検証を行っておらず、法令等違反行為の未然防止や早期発見のために本来期待されている機能・役割を十分に果たしていなかった。

上記の新規公開株式の不公正な配分・不適切な取扱いのほか、当社は、平成5年12月から平成18年2月までの間、監査部長等の行為者5名による顧客資産の横領等が長期間に亘り多数行われていることを看過するなど、当社の内部管理態勢には重大な不備が認められる。

当社が行った新規公開株式の不公正な配分・不適切な取扱いは、旧公正慣習規則第14号「有価証券の引受け等に関する規則」(平成19年7月1日施行前のもの。)第9条第2項及び旧「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について(理事会決議)」の「1.公正な配分」に違反していることから、当該行為は、定款第28条第1項第3号に規定する「法令等違反」に該当し、また、当該行為及び内部管理態勢に重大な不備が認められる状況は、全体として本協会、協会員及び市場に対する信用を失墜し、本協会及び協会員に対する信義に反する行為であることから、当該行為は、定款第28条第1項第4号に規定する「取引の信義則違反」に該当するものと認められる。

2. 処分及び勧告の内容

以上のことから、エイチ・エス証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第28条第1項の規定に基づく処分

過怠金の賦課8,000万円

(2) 定款第29条の規定に基づく勧告

今後このような事態が再発しないよう法令、諸規則等の遵守の徹底及び実効ある内部管理態勢の確立に全力で取り組むとともに、以下の事項を含んだ内容の「再発防止策」を策定・徹底し、その対応・実施状況を書面で報告すること。

- ① 新規公開株式に係る法令等違反行為を含め証券業界の信用を著しく失墜させる行為が繰り返し行われていることは、コーポレートガバナンス(企業統治)が有効に機能していないことが根源にあり、その結果、過去の違反行為に対する根本的かつ本質的な改善が十分に行われていなかったものと考えられることから、全社グループを挙げてコーポレートガバナンスの確立に取り組むこと
- ② 本件違反行為が長期間に亘り看過されたことに鑑み、取締役等の経営陣、内部管理統括責任者等が法令等違反行為の未然防止及び早期発見のために本来の牽制機能や役割を果たすことが可能となるよう、経営陣の主導により経営管理態勢及び内部管理態勢の問題点を洗い出し、改善を図った上で必要な態勢整備を行うこと

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部 (Tel. 03-3667-8475)

日本証券業協会 定 款 (昭 48. 6. 7)

一 抜 粹 一

(会員の処分)

第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、その会員に弁明の機会を与えたうえ、理事会の決議により、処分を行うことができる。

1 } (省 略)

2 }

3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

4 取引の信義則に反する行為をしたとき。

5 }

6 } (省 略)

7 第 19 条に規定する報告若しくは資料の提出を行わず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

8 }

12 } (省 略)

2 前項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。

3 前項に規定する過怠金の額は、5 億円を上限とする。ただし、第 1 項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる

4 第 2 項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6 か月以内とする。

5 第 1 項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の 5 年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が 1 年を超えることとなるときは、除名を行うことができる。

6 第 3 項ただし書の適用がある場合における 5 億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。

7 第 1 項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。

8 会員は、第 1 項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。

(会員に対する勧告)

第 29 条 本協会は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則若しくは取引の信義則の遵守の状況又は当該会員の営業若しくは財産の状況が本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

協 会 員 の 概 要

(平 2 2 . 6 . 1 5)

1. 株式会社SBI証券

- ① 所在地 東京都港区六本木1-6-1
- ② 代表者名 代表取締役執行役員社長 井土 太良
- ③ 資本金 479 億円
- ④ 店舗数 25 店舗
- ⑤ 役職員数 718 名

2. エイチ・エス証券株式会社

- ① 所在地 東京都新宿区西新宿6-8-1
- ② 代表者名 代表取締役社長 中井川 俊一
- ③ 資本金 30 億円
- ④ 店舗数 9 店舗
- ⑤ 役職員数 220 名

(注) 資本金、店舗数及び役職員数は、平成 22 年 3 月末現在。

「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」及び
「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 22 年 6 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

Ⅰ. 改正の趣旨

これまで、「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」において、債券の空売りを
行い、受渡日に受渡しを行う債券の手当てがつかない場合については、カバー取引等の方
法により、当該債券の手当てを行うこととされている。

今般、「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ最終報告書」において、
条件付売買取引のエンド取引、貸借取引の貸出及び返済についても、同様の規制を導入するこ
ととされたことを受け、「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」及び「債券等の
条件付売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正を行うこととする。

Ⅱ. 改正の骨子

1. 「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」

- (1) 債券貸借取引において貸出又は返済を行う場合の債券の受渡し方法について規定する。
(第 11 条)
- (2) その他所要の整備を図る。

2. 「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」

- (1) 債券等の現先取引においてスタート取引及びエンド取引を行う場合の債券の受渡し方
法について規定する。
(第 13 条)
- (2) その他所要の整備を図る。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成 22 年 7 月 1 日から実施する。

以 上

「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成22年6月15日
(下線部分変更)

新	旧
(債券の空売り) 第4条 協会員は、債券の空売りを行った場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により受渡しを行うものとする。 1 受渡日以前に買入れを行う方法 2 受渡日以前に買入れを行わず、<u>債券貸借取引</u>により借り入れた債券を受渡しに用いる方法 3 受渡日以前に買入れを行わず、債券等の現先取引、債券の貸借取引、<u>金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引のうち同項第4号に規定する取引及び銀行法第10条第2項第14号に規定する金融等デリバティブ取引において担保として受け入れた債券のうち、契約により消費できる債券を受渡しに用いる方法</u> 2 (現行どおり) (債券貸借取引の受渡し) <u>第11条</u> 協会員は、<u>債券貸借取引において貸出又は返済を行う場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により債券の受渡しを行うものとする。</u> 1 <u>貸出にあつては取引実行日、返済にあつては取引決済日(以下本条において「債券受渡日」という。)以前に買入れを行う方法</u> 2 <u>債券受渡日以前に買入れを行わず、債券貸借取引により借り入れた債券を受渡しに用いる方法</u> 3 <u>債券受渡日以前に買入れを行わず、債券等の現先取引、債券貸借取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引のうち同項第4号に規定する取引及び銀行法第10条第2項第14号に規定する金融等デリバティブ取引において担保として受け入れた債券のうち、契約により消費できる債券を受渡しに用いる方法</u> (節度ある利用) <u>第12条</u> (現行どおり) (新規の債券貸借取引の禁止) <u>第13条</u> (現行どおり)	(債券の空売り) 第4条 協会員は、債券の空売りを行った場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により受渡しを行うものとする。 1 受渡日以前に<u>買戻し</u>を行う方法 2 受渡日以前に<u>買戻し</u>を行わず、<u>債券の貸借取引</u>により借り入れた債券を受渡しに用いる方法 3 受渡日以前に<u>買戻し</u>を行わず、債券等の現先取引、債券の貸借取引、<u>金商法第28条第8項第4号に規定する有価証券関連デリバティブ取引及び銀行法第10条第2項第14号に規定する金融等デリバティブ取引において担保として受け入れた債券のうち、契約により消費できる債券を受渡しに用いる方法</u> 2 (省 略) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (節度ある利用) <u>第11条</u> (省 略) (新規の債券貸借取引の禁止) <u>第12条</u> (省 略)

新	旧
(社内規程の制定) <u>第14条</u> (現行どおり) (取引状況等の報告) <u>第15条</u> (現行どおり) (電磁的方法による交付) <u>第16条</u> (現行どおり) (電磁的方法による契約等) <u>第17条</u> (現行どおり) 付 則 この改正は、平成22年7月1日から施行する。	(社内規程の制定) <u>第13条</u> (省 略) (取引状況等の報告) <u>第14条</u> (省 略) (電磁的方法による交付) <u>第15条</u> (省 略) (電磁的方法による契約等) <u>第16条</u> (省 略)

以 上

「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 22 年 6 月 15 日

(下線部分變更)

新	旧
(現先取引の受渡し)	
<u>第13条</u> 協会員は、売手としてスタート取引を行う場合、又は買手としてエンド取引を行う場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により受渡しを行うものとする。	(新設)
1 受渡日以前に買入れを行う方法	(新設)
2 受渡日以前に買入れを行わず、債券の貸借取引により借り入れた債券を受渡しに用いる方法	(新設)
3 受渡日以前に買入れを行わず、債券等の現先取引、債券の貸借取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引のうち同項第4号に規定する取引及び銀行法第10条第2項第14号に規定する金融等デリバティブ取引において担保として受け入れた債券のうち、契約により消費できる債券を受渡しに用いる方法	(新設)
(節度ある利用)	(節度ある利用)
<u>第14条</u> (現行どおり)	<u>第13条</u> (省略)
(社内規程の制定)	(社内規程の制定)
<u>第15条</u> (現行どおり)	<u>第14条</u> (省略)
(電磁的方法による交付)	(電磁的方法による交付)
<u>第16条</u> (現行どおり)	<u>第15条</u> (省略)
(電磁的方法による契約等)	(電磁的方法による契約等)
<u>第17条</u> (現行どおり)	<u>第16条</u> (省略)
付 則	
この改正は、平成22年7月1日から施行する。	

以上

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正について

平成 22 年 6 月 11 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会では、平成 12 年 8 月、日銀ネットにおける当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済 (Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」という。) 化が実現されるに当たり、その円滑な移行の実現や、国債決済 RTGS 下における決済リスクの軽減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行等を取りまとめた「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」を発表し、その後も日銀ネットのシステム変更等に伴い、同ガイドラインの改正を行ってきたところである。

今般、「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ最終報告書」を受け、同ガイドラインの「Ⅲ. フェイルに関するガイドライン」の対象となる取引にレポ取引（現先取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済）を含めること及びフェイルチャージの取扱いについて規定を設ける等、所要の整備を図るため、同ガイドラインの一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

- (1) カットオフ・タイムを午後 2 時とする。

(Ⅱ. 2. (1) ③)

- (2) 「フェイルに関するガイドライン」の対象となる取引を売買取引及びレポ取引（条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済）とする。

(Ⅲ. 2. (2) ③)

- (3) フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ（フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるもの）を請求できることとする。

(Ⅲ. 4. (3))

- (4) フェイルチャージの取扱いを規定する。

(Ⅲ. 5.)

- (5) その他、カットオフ・タイムが午後 2 時とされたことに伴う所要の整備を図る。

3. 改正の時期

この改正は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

以 上

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正について

平成22年6月11日

(下線部分変更)

新	旧
I. 総論 1. 目的 近年、金融取引に係る「決済リスク対策」の必要性が国際的な高まりを示すなか、わが国においては日本銀行が、平成13年1月4日に日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）における当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済（Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」という。）化を実施した。 国債決済のRTGS化に伴い、市場参加者においては、従来とは全く異なる決済処理手続きへの移行及び決済事務の増加等に適切に対応する必要があると考えられることから、本協会では、証券会社、銀行、信託銀行及び生命保険会社の各業態からのメンバーにより組成される「国債決済RTGS化に関する研究会」を設置して検討を進め、国債のRTGSに関する市場慣行等について提言を取りまとめ、公表を行った。 さらに本協会では、上記の提言を踏まえ、市場参加者が日銀ネットにおけるRTGS関連の諸規程を前提として国債のRTGSへの円滑な移行を実現し、国債決済RTGS化後の決済 環境下における決済リスクの軽減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行等を「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」として取りまとめ、平成12年8月に公表したところである。また、本協会では、その後も適宜ガイドラインの改正を行っているところである。 平成21年5月には、前年に起こった世界的な金融危機以降、市場参加者において債券決済におけるフェイル慣行等を改めて見直す必要性が強く認識されたことを踏まえ、フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から、本協会公社債委員会の下部機関として、市場横断的なメンバーにより組成される「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」を設置した。同ワーキング・グループでは、オフショア円決済など国際的な決済動向を踏まえた、フェイルとして取り扱うDVP決済の範囲の見直しも含め、フェイル慣行の更なる定着に向けた見直しについて検討を行い、平成22年4月に最終報告書を公表した。これを踏まえ、平成22年11月、本ガイドラインについて改正を行った。 本協会では、国債のRTGSに際して、多くの市場参加者が本ガイドラインを参考にされることに	I. 総論 1. 目的 近年、金融取引に係る「決済リスク対策」の必要性が国際的な高まりを示すなか、わが国においては日本銀行が、平成13年1月4日に日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）における当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済（Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」という。）化を実施した。 国債決済のRTGS化に伴い、市場参加者においては、従来とは全く異なる決済処理手続きへの移行及び決済事務の増加等に適切に対応する必要があると考えられることから、本協会では、証券会社、銀行、信託銀行及び生命保険会社の各業態からのメンバーにより組成される「国債決済RTGS化に関する研究会」を設置して検討を進め、国債のRTGSに関する市場慣行等について提言を取りまとめ、公表を行った。 さらに本協会では、上記の提言を踏まえ、市場参加者が日銀ネットにおけるRTGS関連の諸規程を前提として国債のRTGSへの円滑な移行を実現し、国債決済RTGS化後の決済 環境下における決済リスクの軽減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行等を「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」として取りまとめ、平成12年8月に公表したところである。また、本協会では、その後も適宜ガイドラインの改正を行っているところである。 本協会では、国債のRTGSに際して、多くの市場参加者が本ガイドラインを参考にされることによって国債取引が一層円滑に行われることを望むものである。 なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。

新	旧
よって国債取引が一層円滑に行われることを望むものである。 なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。 2. 実施時期 本ガイドラインの実施日は、<u>平成22年11月1日</u>とする。 II. 決済の円滑化に関するガイドライン 1. 決済金額の小口化 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) 決済金額小口化の対象外の取引 次に掲げる取引は、その性格から決済金額小口化の対象外とする。 ① 日本銀行との取引 (<u>T-Bill</u> 及び長国等のオペ、新発債の払込等) ② 財政融資資金及び国債整理基金との取引 ③ 担保の差入れ・返戻に関する取引(自己口II及びIVとの取引) 2. カットオフ・タイム等の設定 (1) カットオフ・タイムの設定 ① カットオフ・タイムとは、一日の決済終了を視野に入れ、フェイル(注1)等の認識を行うため、日銀ネット国債系の稼働が終了する前に市場参加者間で策定した決済の締切時刻をいう。 ② 市場参加者は、カットオフ・タイムをもってすべての国債受渡依頼電文の送信を終了させることとする。 ③ カットオフ・タイムは、<u>午後2時</u>とする。 (2) リバーサル・タイムの設定 ① リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム時点において、取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、及び決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行う時間をいう。 ② リバーサル・タイムは、カットオフ・タイム後から日銀ネット国債系の稼働終了時刻までの間とする。 <u>ただし、日銀ネット国債系の稼働終了時刻の30分前から稼働終了時刻までの間については、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする(注2)。</u>	2. 実施時期 本ガイドラインの実施日は、<u>平成16年1月19日</u>とする。 II. 決済の円滑化に関するガイドライン 1. 決済金額の小口化 (1) (省 略) (2) (省 略) (3) 決済金額小口化の対象外の取引 次に掲げる取引は、その性格から決済金額小口化の対象外とする。 ① 日本銀行との取引 (<u>TB・FB</u> 及び長国等のオペ、新発債の払込等) ② 財政融資資金及び国債整理基金との取引 ③ 担保の差入れ・返戻に関する取引(自己口II及びIVとの取引) 2. カットオフ・タイム等の設定 (1) カットオフ・タイムの設定 ① カットオフ・タイムとは、一日の決済終了を視野に入れ、フェイル(注1)等の認識を行うため、日銀ネット国債系の稼働が終了する前に市場参加者間で策定した決済の締切時刻をいう。 ② 市場参加者は、カットオフ・タイムをもってすべての国債受渡依頼電文の送信を終了させることとする。 ③ カットオフ・タイムは、日銀ネット国債系稼働終了時刻の<u>1時間前</u>の時刻とする。 (2) リバーサル・タイムの設定 ① リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム時点において、取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、及び決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行う時間をいう。 ② リバーサル・タイムは、カットオフ・タイム後から日銀ネット国債系の稼働終了時刻までの間とする(<u>注2</u>)。

新	旧
(注1) 「フェイル」は、Ⅲ. 1を参照 (注2) <u>平成22年6月現在、日銀ネット国債系の原則的な運行スケジュールに基づくリバーサル・タイムは午後2時から午後4時30分の間である。このうち、午後4時から午後4時30分までの間は、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする。</u> (削 除)	(注1) 「フェイル」は、Ⅲ. 1を参照 (注2) <u>平成16年1月現在、日銀ネット国債系の原則的な運行スケジュールに基づくカットオフ・タイムは午後3時30分、リバーサル・タイムは午後3時30分から午後4時30分の間である。</u>
	(3) <u>日銀ネット国債系稼働終了時刻が延長された場合のカットオフ・タイムの運用について</u> ① <u>日本銀行から、当初のカットオフ・タイムの15分前までに稼働終了時刻延長の通知が行われた場合には、カットオフ・タイムを自動的に繰り下げ、延長後の日銀ネット国債系稼働終了時刻の1時間前の時刻とする。</u> ② <u>日本銀行から、当初のカットオフ・タイムの15分前の時刻を過ぎて稼働終了時刻延長の通知が行われた場合には、市場参加者の混乱を回避するため、カットオフ・タイムを変更しないこととする。</u> ③ <u>カットオフ・タイム繰り下げ後において、日本銀行から日銀ネット国債系稼働終了時刻が再延長されたときのカットオフ・タイムの取扱いは、①②に準ずる。</u>
3. 決済日における市場参加者の行動指針 (現行どおり) 4. 預り口等の決済の円滑化 (現行どおり) 5. 決済円滑化に係る留意事項 (現行どおり)	3. 決済日における市場参加者の行動指針 (省 略) 4. 預り口等の決済の円滑化 (省 略) 5. 決済円滑化に係る留意事項 (省 略)
<u>Ⅲ. フェイルに関するガイドライン</u> 1. フェイルの定義 (現行どおり) 2. フェイル解消の誠実努力義務 フェイルは、決して推奨すべき状態ではなく、また、フェイルの多発は取引の円滑化、市場流動性の確保という本来の目的に反することになり兼ねないことから、市場参加者はフェイルを可能な限り回避することが求められる。やむを得ずフェイルとなった場合には、取引当事者間で誠実に対応し、フェイルの早期解消に努めなければならないものとする。 <u>なお、フェイル発生時にフェイルした渡し方は、フェイルされた受け方よりフェイル発生 of 経緯説明を求められた場合は、経緯説明に努めなければならないものとする。</u>	<u>Ⅲ. フェイルに関するガイドライン</u> 1. フェイルの定義 (省 略) 2. フェイル解消の誠実努力義務 フェイルは、決して推奨すべき状態ではなく、また、フェイルの多発は取引の円滑化、市場流動性の確保という本来の目的に反することになり兼ねないことから、市場参加者はフェイルを可能な限り回避することが求められる。やむを得ずフェイルとなった場合には、取引当事者間で誠実に対応し、フェイルの早期解消に努めなければならないものとする。
3. フェイルに関するガイドラインの前提 (1) 市場参加者は、下記のフェイル・コストに関	3. フェイルに関するガイドラインの前提 (1) 市場参加者は、下記のフェイル・コストに関

新	旧
する考え方に鑑み、フェイルとして取り扱うためには、<u>DVP決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含む。）が前提となることに留意する。</u>	する考え方に鑑み、フェイルとして取り扱うためには、<u>国債と資金を同時に決済するDVP決済が前提となることに留意する。</u>
なお、DVP決済には、ユーロクリアやクリアストリームなど海外における決済を含む。	
(2) <u>フェイルに関するガイドラインの対象となる取引は、売買取引及びレポ取引（条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいう。以下同じ。）である。</u>	(新 設)
(3) <u>売買取引及びレポ取引の受渡しについては、売買取引の空売りにあつては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第4条、レポ取引にあつては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第11条又は「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」第13条に定める方法により行うものとする。</u>	(新 設)
(4) (現行どおり)	(2) (省 略)
(5) (現行どおり)	(3) (省 略)
(6) (現行どおり)	(4) (省 略)
4. フェイル・コストに関する考え方	4. フェイル・コストに関する考え方
(1) (現行どおり)	(1) (省 略)
(2) (現行どおり)	(2) (省 略)
(3) <u>また、低金利下においては、上記(1)、(2)でいう経済合理性が有効に機能せず、フェイルの多発といった事態が発生する懸念もあることから、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ（フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるものをいう。以下同じ。）を請求できる。</u>	(新 設)
(4) <u>したがって、フェイルについては特別の罰則を設けず、遅延損害金等の授受は行わないこととする。</u>	(3) <u>したがって、フェイルについては特別の罰則を設けず、遅延損害金等の授受は行わないこととする（別紙参照）。</u>
5. フェイルチャージの取扱い	(新 設)
(1) <u>フェイルチャージの導入前の準備や計算・請求、受払い等の実務については、別に定める「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」（以下「実務取扱指針」という。）により行うものとする。</u>	(新 設)
(2) <u>市場参加者は、全てのDVP決済の取引について、フェイルチャージを請求することができる。</u>	(新 設)
(3) <u>市場参加者は、フェイルチャージを導入するに当たり、実務取扱指針に定める事前通知などの方法により、取引当事者間で事前の合意が成立している必要があることに留意する。</u>	(新 設)

新	旧
(4) フェイルチャージの算出は、以下の方法により行うものとする（計算式における定義等は実務取扱指針参照）。 $\sum_{\text{フェイル期間}} \frac{1}{365} \times \max(3\% - \text{参照レート}, 0) \times \text{受渡金額}$	(新 設)
6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い (1) カットオフ・タイムにおいて国債受渡依頼電文の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととする。 なお、<u>市場参加者は、当事者間で事前の合意がある場合は、国債受渡依頼電文の送信が終了していない取引分について、カットオフ・タイム以前にフェイルとして取り扱うことができるものとする。</u>また、当事者間で事前の合意がある場合であっても、日銀ネット国債系稼働終了時刻までに決済の終了しなかった取引はフェイルとなることに留意する。 (2) (現行どおり)	5. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い (1) カットオフ・タイムにおいて国債受渡依頼電文の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととする。 なお、当事者間で事前の合意がある場合であっても、日銀ネット国債系稼働終了時刻までに決済の終了しなかった取引はフェイルとなることに留意する。 (2) (省 略)
7. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり)	6. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理 (1) (省 略) (2) (省 略)
IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン 1. 標準的なネットティング・スキーム (現行どおり) 2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング (現行どおり) 3. 事務手続き (現行どおり) 4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知書との関係 (現行どおり)	IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン 1. 標準的なネットティング・スキーム (省 略) 2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング (省 略) 3. 事務手続き (省 略) 4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知書との関係 (省 略)

新	旧
5. 「バイラテラルのペイメント・ネットィングにおけるペアオフ」以外のネットィングについて (現行どおり) (削 る)	5. 「バイラテラルのペイメント・ネットィングにおけるペアオフ」以外のネットィングについて (省 略) (別 紙) <u>「フェイル・コストに関する考え方」における暫定的な取扱いについて</u> <u>「Ⅲ. フェイルに関するガイドライン」の4. に記載する「フェイル・コストに関する考え方」は、同項(1)及び(2)でいう経済合理性によりフェイルの発生が十分に抑止されるとの検討結果に基づき、取引の円滑化や市場流動性の確保の観点から、市場参加者間で遅延損害金等の授受を行わないことを市場慣行とするものであるが、現状のような異常なまでの低金利下ではこの経済合理性が有効に機能せず、フェイルの多発といった事態が発生する懸念も否定できない。これは、フェイルに係る決済慣行を検討してきた本旨に合致しないものであるとともに、わが国の国債市場への同決済慣行の定着に少なからず悪影響を与えることも懸念される。ついては、当分の間、フェイルをされた国債の受け方は、フェイルをした渡し方に対して、フェイルされている国債を債券貸借取引等で調達した場合等に要した費用を請求できることとする。</u> <u>なお、本費用請求については、RTGS化後の国債の決済状況及び市場環境の変化等を勘案し、「Ⅲ. フェイルに関するガイドライン」の4. に記載する「フェイル・コストに関する考え方」で十分経済合理性が働くと判断されたときに見直すこととする。</u>

以 上

最近 1 年間の外務員等の処分状況について
(平成 21 年 7 月～平成 22 年 6 月 15 日)

平成 22 年 6 月 15 日
日本証券業協会

1. 外務員処分等の状況

(単位：人)

(単位：人)

		登録取消し又は不都合行為者の取扱い		外務員職務停止処分又は外務員資格停止処分			
		登録取消し (延べ人数)	不都合行為者の取扱い (延べ人数)		外務員職務停止処分 (延べ人数)	外務員資格停止処分 (延べ人数)	
会 員		46	37	43	52	50	48
	金 商 法 違 反	10			42		
	協 会 規 則 違 反	3			9		
	そ の 他	33			1		
特別会員		10	8	10	8	8	7
	金 商 法 違 反	0			6		
	協 会 規 則 違 反	0			2		
	そ の 他	10			0		
合 計		56	45	53	60	58	55

2. 営業責任者等の処分状況

(単位：人)

	営業責任者		内部管理責任者	
	資格取消処分	資格停止処分	資格取消処分	資格停止処分
会 員	0	3	0	0
特別会員	0	2	0	0
合 計	0	5	0	0

(注) 営業責任者の資格取消処分及び内部管理責任者に係る処分は、平成 21 年 9 月 30 日以後の行為について適用される。

平成 23 年度税制改正に関する要望

平成 22 年 6 月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所

我が国経済は、昨年春以降を境に、過度な金融システム不安の後退や緊急経済対策を始めとする政策の効果などを背景に、着実に持ち直し傾向を示しているものの、欧州諸国の財政悪化問題を端緒とした金融システム不安の再燃や持続的な物価下落の進展など、その先行きには多くの不安要因を抱えている状況にあります。

こうした中、経済の安定成長を維持しつつ、少子高齢化社会のもとでも、国民一人ひとりの豊かな生活を実現することが、我が国の最重要課題であります。

そのためには、経済の重要なインフラであり、有価証券の発行・流通を通じた企業への効率的な資金供給及び個人等の金融資産の適切な投資機会の提供を担う証券市場を、活力があり公正で透明性が高く、信頼できる市場として整備・確立することが急務となっています。本協会の実施したアンケート調査では、有価証券に投資する個人の4割強が年収300万円未満、約7割が年収500万円未満との結果が示されるなど、証券投資は一部の富裕層だけではなく、今や幅広い国民一般の資産運用手段として定着しつつあるといえます。

また、我が国金融・資本市場の国際的な地位低下が指摘されているところ、我が国の金融・資本市場を国際化し、アジアを中心とした海外の成長を取り込み、市場を通じた内外資金フローを拡大させていくことは、我が国経済の発展に大きく寄与するものと考えます。

こうした認識のもと、証券界では、その実現に向けて、重要インフラである金融証券税制について、投資環境の整備及び金融・資本市場の国際競争力強化のために相応しい制度改革が必要と考えます。

まず、個人を含む幅広い投資者が安心して投資を行うことができる裾野の広い厚みのある証券市場を形成することを目指し、個人金融資産の大半を占める預貯金からリスクマネーへの資金移動を促進するためには、頻繁な制度変更、複雑な条件付加は極力避け、恒久的で安定した簡素でわかりやすい税制を目指すべきであります。

さらに金融商品間の中立性に配慮し、投資者のリスク許容度を高めることができる制度整備も行うべきであり、実務的な課題を十分に検証したうえで、金融所得全般に対する一体化課税について、その促進を図る必要があると考えます。

また、平成22年度税制改正において法制化された少額上場株式等に係る配当・譲渡所得等の非課税制度について、特定口座制度に次ぐ新たな証券投資のインフラとなるよう、その実施にあたっては、より投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとする必要があると考えます。

このほか、企業の中長期の資金調達手段及び投資者の運用手段の多様化のための公社債市場の活性化に向けた税制措置、高齢者層に偏在する金融資産を若年層に円滑に移転するための相続・贈与に係る税制措置、老後に備えた資産形成を後押しするための確定拠出年金制度に係る税制措置、また、証券投資のインフラとして既に定着している特定口座制度の利便性向上に係る税制措置についても、重要な施策であると考えます。

つきましては、平成23年度税制改正に関しまして、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

I. 経済を活性化し国民生活を豊かにするための簡素な投資税制措置

1. 経済を活性化し国民生活を豊かにするため、現行の上場株式等の譲渡益、配当金等に対する軽減措置を維持すること
2. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の非課税措置（日本版ISA）の制度については、投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとする

II. 金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置

1. 金融商品に係る税制を簡素なものとしつつ、金融商品全般を公平かつ中立に取扱うため、幅広く金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、当該通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認め、個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備すること
2. 特定口座において上記1.に係る損益通算の対象の拡大措置を認めること
3. 上場株式等及び公募株式投資信託の配当金等について二重課税の調整を図る措置を講じること
4. 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除について繰越控除期間を3年間から7年程度に延長すること

（注1） 上記1及び2を実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面を配慮し十分な準備期間を設けること。

（注2） 公社債及び公社債投資信託に係る譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施するとともに、それに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること。また、公社債に係る損益通算については、公社債の種類を限定するのではなく、私募債、仕組債などすべての公社債を対象とすること。

（注3） 非課税主体（非居住者又は外国法人及び金融機関等）が利払日に保有している公社債の利

子については、前所有者の属性にかかわらず、当該利払日に係る利子の計算期間すべてについて源泉徴収を免除（非課税）とすること。

（注4） 金融所得課税の一体化の進展に配慮した上で、納税者の利便性の向上や事務の負担を考慮し、納税全般の利便性向上に寄与する何らかの番号の活用について検討されることが望ましい。

Ⅲ. 公社債市場の活性化に向けた税制措置

1. 公共法人等、金融機関又は金融商品取引業者等が利子計算期間の途中で外国法人から国外公社債を取得した場合において、当該国外公社債の利子のうち外国法人が所有していた期間に係る部分に相当する額についても、源泉徴収を不要とする措置を講じること
2. 事業法人が保有する振替債の利子の源泉徴収不適用制度に係る要件を以下のとおり緩和すること
 - ① 資本又は出資を有しない内国法人（一般社団法人、一般財団法人等）について源泉徴収不適用制度の適用対象とすること
 - ② 源泉徴収不適用申請を受理した日を含む利子の計算期間から源泉徴収不適用制度の適用を開始すること
3. 振替社債等及び民間国外債の利子等の非課税制度の適用を受けない「特殊関係者」から、当該社債等の発行者のグループ会社である海外証券業者等を除外すること

Ⅳ. 相続・贈与に係る税制措置

- 高齢者層から若年層への資産移転を円滑に行い、幅広い年齢層の投資促進に資する観点から、株式及び株式投資信託の相続・贈与について、その評価額を「現行制度の70%相当額」、「課税時期から起算して1年前の日までの間のうち最も低い最終価格」、「相続・贈与の日から申告をする日までの間のうち最も低い最終価格」のいずれかを選択できるような措置等を図ること

Ⅴ. 投資信託等に係る税制措置

- 不動産投資法人等に係る不動産取得税の課税廃止、又は軽減税率の適用期間を延長すること

VI. 確定拠出年金制度に係る税制措置

1. 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
2. 拠出限度額の水準を引き上げること
3. 制度上企業型における従業員拠出を認め、税制上の措置を講じること

VII. 特定口座制度等の利便性向上に係る税制措置

1. 以下に掲げる上場株式等について、一定の要件のもと、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること
 - ① 相互会社の株式会社化に伴い特別口座で管理される上場株式
 - ② 非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式等
 - ③ 会社法第185条に基づく株式無償割当て及び会社法第277条に基づく新株予約権無償割当てにより取得した上場株式及び上場新株予約権
 - ④ 特定口座内保管上場株式等である新株予約権の行使により取得する上場株式等
2. 以下の上場株式等を特定口座に受け入れる場合には、当該上場株式等の取得価額は、総平均法に準ずる方法により計算した金額ではなく、当該上場株式等の取得に要した金額とすること
 - ① 相続、贈与又は遺贈により取得した上場株式等（被相続人、贈与者又は包括遺贈者が持株会等口座で取得した上場株式等を含む）
 - ② 上場等の日の前に取得した上場株式等
 - ③ 非上場会社の株主に対して、合併等により交付された上場株式等
3. 相続、贈与又は遺贈により取得した持株会等口座で取得した上場株式等について、当該持株会等口座を開設する金融商品取引業者等と一定の資本関係にある金融商品取引業者等が開設する特定口座への受入れを可能とすること
4. 特定口座のみなし廃止の適用有無について、金融商品取引業者等による選択を可能とすること

VIII. 国際課税に係る税制措置

- 租税特別措置法上の「内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」（第66条の6以下）に関して、「外国関係会社」への該当性を判断する租税特別措置法施行令第39条の16及び第39条の20等の適正化を図ること

IX. その他

(顧客交付書類・各種届出書関係)

1. 所得税法第25条第1項の規定による配当等とみなす金額にかかる支払通知書について、その年に支払った金額の合計で作成（年間一括交付方式）することを可能とする措置を講じること
2. 特定口座年間取引報告書への源泉徴収選択口座内配当等に係る明細の記載の省略を認めること
3. 年間を通じて特定口座内保管上場株式等の譲渡等及び源泉徴収選択口座内配当等の受入れがなかった顧客について、特定口座年間取引報告書の交付を省略可能とすること
4. 金融商品取引業者が顧客から提出を受ける税務上の各種届出書等に係る押印欄を削除する（押印を不要とする）ことを可能とすること
5. 特定口座開設届出書等について電磁的方法による届出を可能とする措置を講じること

(その他)

6. 既に税法上の告知を行っている顧客が、特定口座の開設届出を行う場合等であって告知内容に変更がないときには、新たな告知並びに本人確認書類の提示及び提出は不要とすること
7. 税法上の告知等において必要とされる本人確認書類の範囲につき、犯罪収益移転防止法上の本人確認書類と統一すること
8. 上場取得条項付新株予約権付社債の取得事由の発生により取得対価として株式以外の資産が交付される場合であって、当該上場取得条項付新株予約権付社債について譲渡損失が生じる場合には、当該譲渡損失を租税特別措置法第37条の12の2の適用対象とすること
9. 公募株式投資信託（特定株式投資信託が上場廃止されたものに限る）及び外国籍の上場証券投資信託等について租税特別措置法第9条の4の2の適用対象とすること
10. 特定口座年間取引報告書、支払調書又は支払通知書における国外投資信託等又は国外株式の「配当等の額」等の記載について、外国所得税を控除した額に統一すること

以 上

個人投資家の証券投資に関する意識調査 (確定版)

平成22年6月15日
日本証券業協会

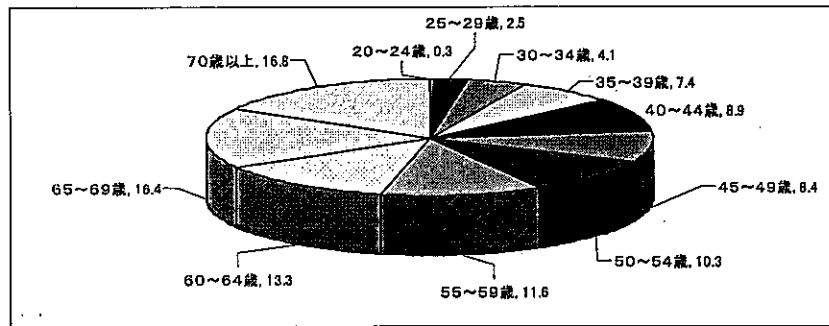
《調査概要》

- ①調査地域: 日本全国
- ②調査対象: 20歳以上の証券保有者
- ③サンプル数: 2,050 (うち、回収992)
- ④調査方法: 郵送調査
- ⑤調査実施時期: 平成22年4月16日～5月10日

1. 個人投資家の年齢層と年収

①個人投資家(回答者)の年齢層

(%)

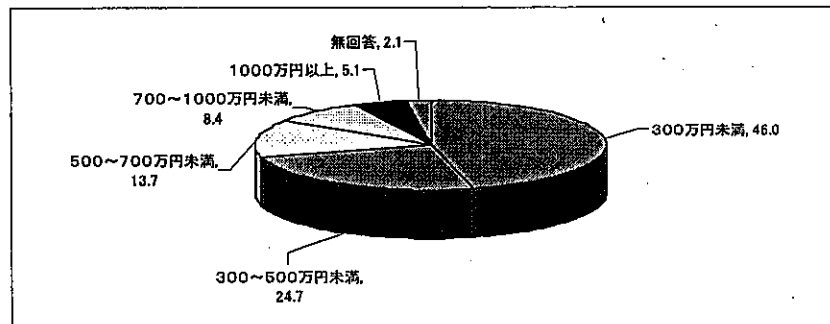


N=992

個人投資家(本調査の回答者)の約半数(46.5%)は60歳以上の高齢者。

②個人投資家の年収

(%)

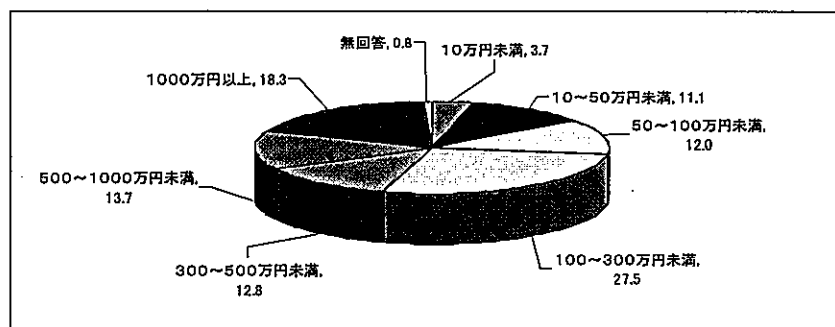


N=992

個人投資家の年収は、300万円未満が46.0%と最も高く、7割(70.7%)が年収500万円未満。

2. 個人投資家の証券、株式の保有額

①個人投資家の証券(株式、投資信託、公社債)保有額(時価) (%)

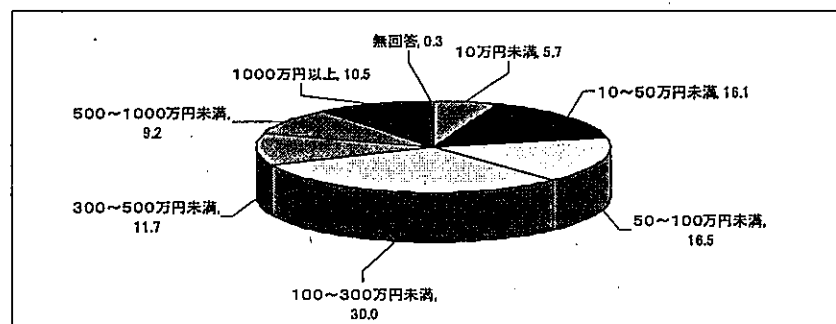


N=992

個人投資家の証券保有額は、「100～300万円未満」が27.5%と最も高く、8割(80.9%)が保有額1,000万円未満。

②個人投資家の株式保有額(時価)

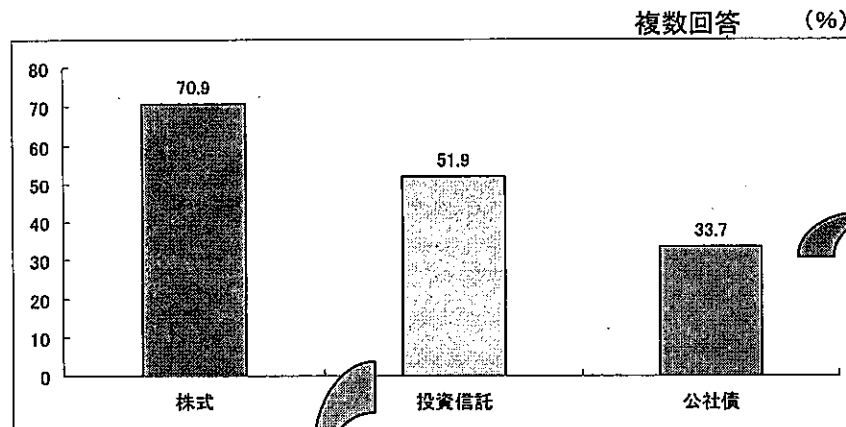
(%)



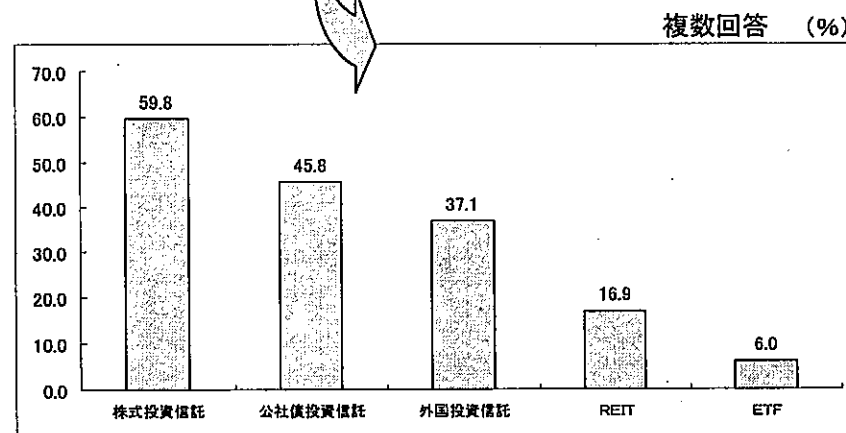
N=703

個人投資家の株式保有額は、「100～300万円未満」が30.0%と最も高く、約8割(80.0%)が保有額500万円未満。

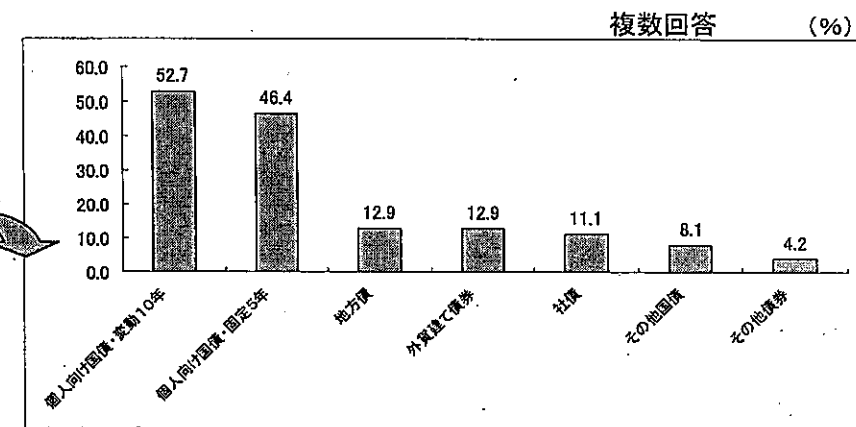
3. 証券の保有状況



N=992



N=515



N=334

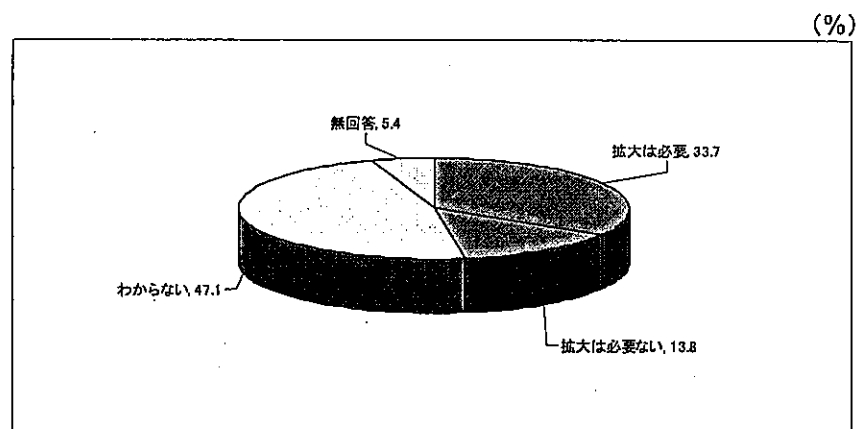
証券保有者の70.9%が株式を保有し、51.9%が投資信託を保有している。
投資信託では株式投資信託が約6割と最も保有率が高い。
また、証券保有者のうち33.7%が公社債を保有しており個人向け国債(変動10年、固定5年)の保有比率が高い。

【昨年調査】

株式・・・73.9% 投資信託・・・56.0% 公社債・・・36.3%

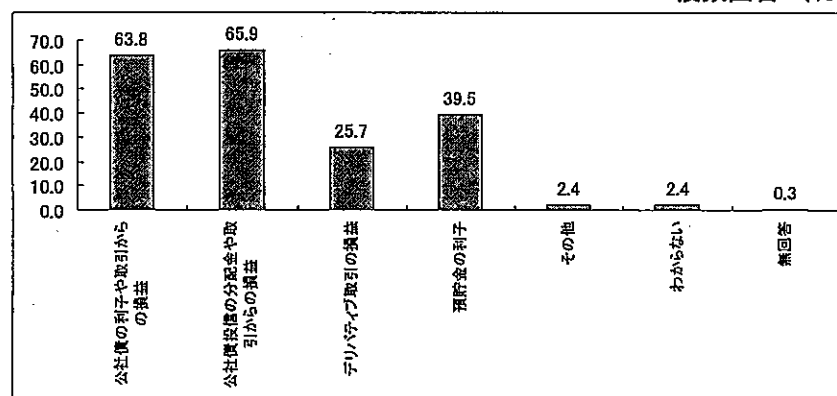
4. 金融所得課税の一体化について

○金融商品間の損益通算の範囲の拡大について



N=992

＜損益通算が必要と感じる金融商品＞ 複数回答 (%)



N=334

損益通算の範囲の拡大については、「わからない」の比率が高いものの「拡大は必要」(33.7%)が「拡大は必要ない」(13.8%)を上回る。

【昨年調査】

拡大は必要・・・27.9%

わからない・・・51.7%

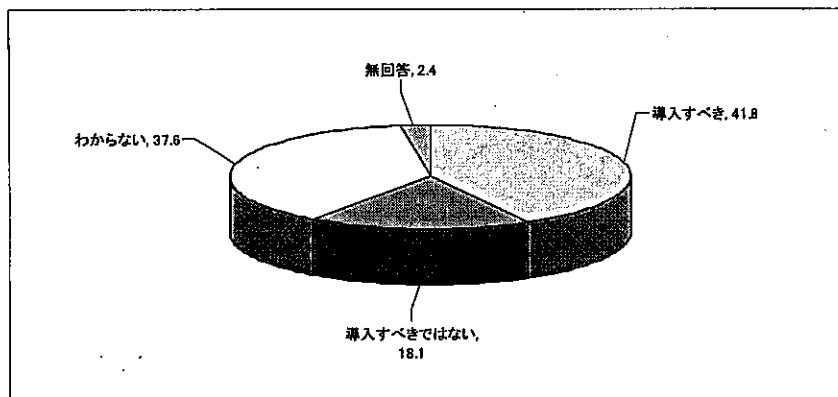
拡大は必要ない・・・16.1%

損益通算が必要と感じる金融商品については、「公社債投資信託の分配金や取引からの損益」、「公社債の利子や取引からの損益」が高い。

5. 番号制度に対する考え方①

○番号制度の導入について

(%)

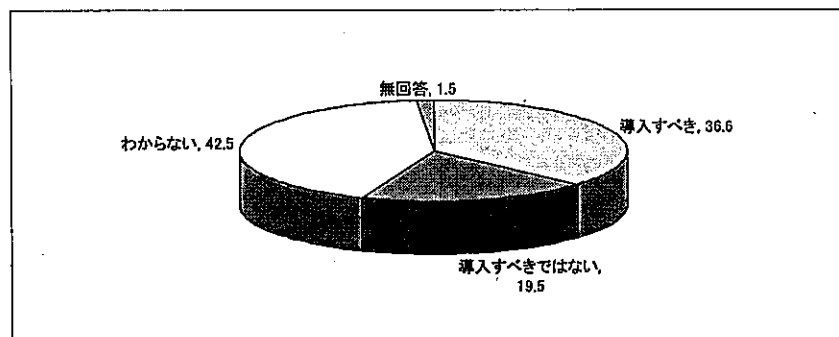


N=992

番号制度の導入については、「導入すべき」(41.8%)が「導入すべきでない」(18.1%)を大きく上回っている。

【21年調査】

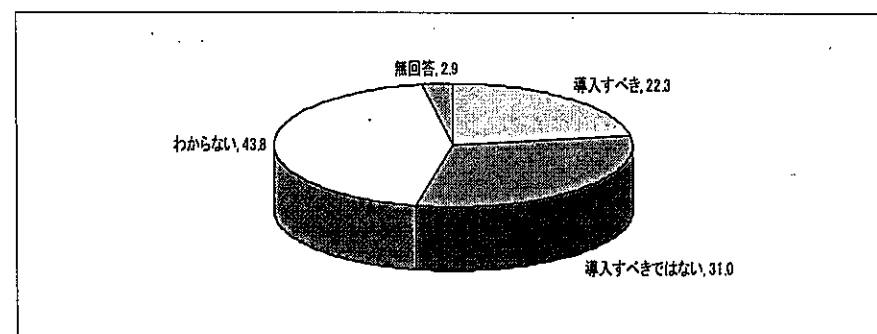
(%)



N=1095

【20年調査】

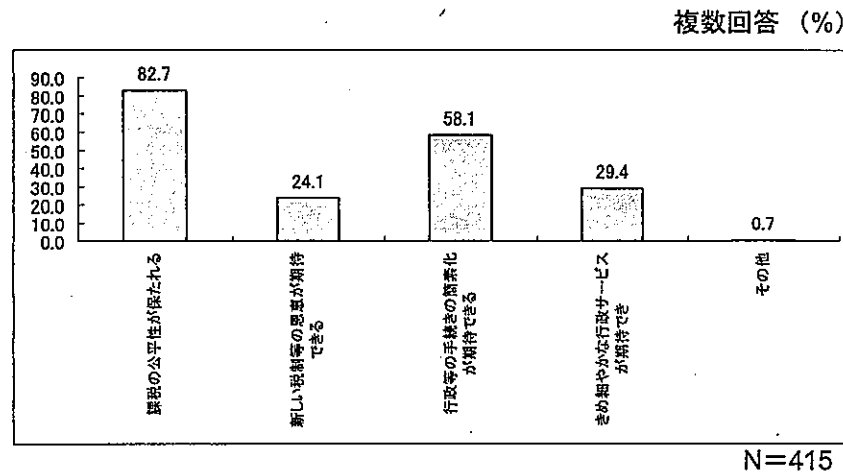
(%)



N=1051

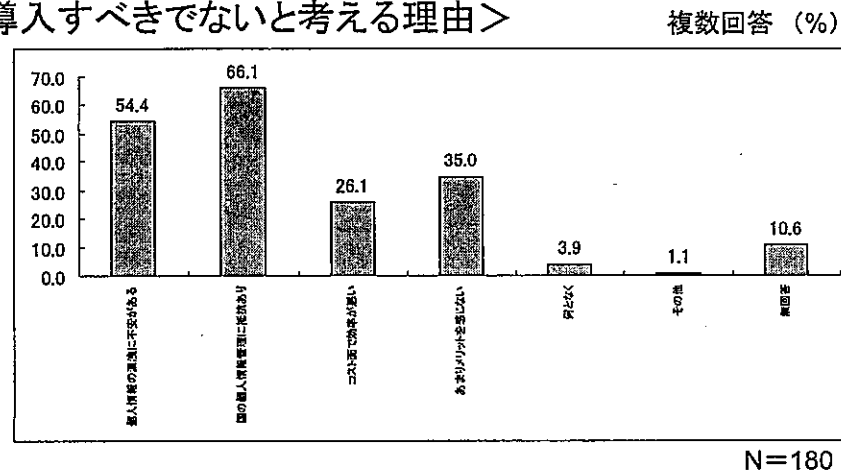
6. 番号制度に対する考え方②

＜導入すべきであると考える理由＞



導入すべきであると考える理由としては、「課税の公平性が保たれる」が82.7%、「行政等の手続きの簡素化が期待できる」が58.1%と高い。

＜導入すべきでないと考える理由＞

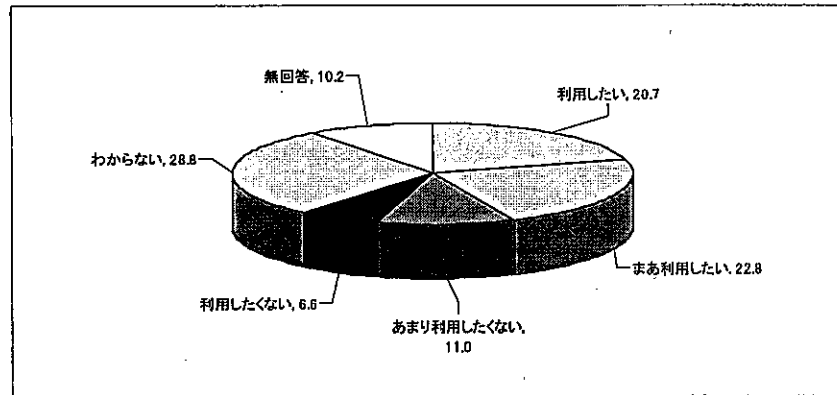


導入すべきでないと考える理由としては、「個人情報等が国に管理されることに抵抗がある」、「個人情報の漏洩に不安がある」の比率が高い。

7. 日本版ISAについて

○日本版ISAの利用意向

(%)



N=992

日本版ISAの利用意向については、「利用したい」、「まあ利用したい」(合計43.5%)が「利用したくない」、「あまり利用したくない」(合計17.6%)を上回る。

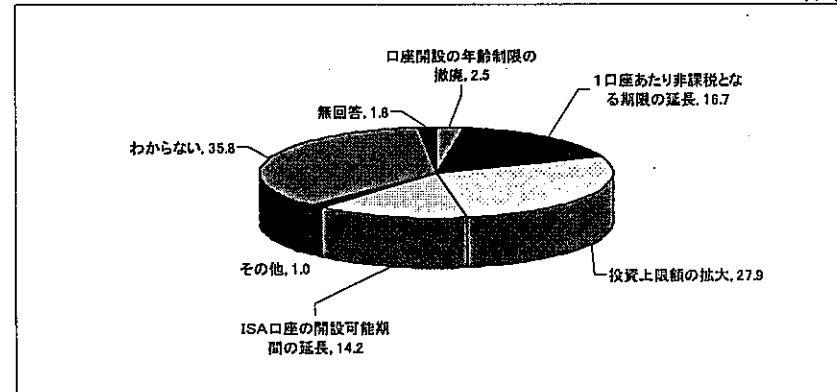
【昨年調査】

「利用したい」、「まあ利用したい」合計・・・41.6%

「利用したくない」、「あまり利用したくない」合計・・・15.1%

○日本版ISAの拡充すべき点について

(%)

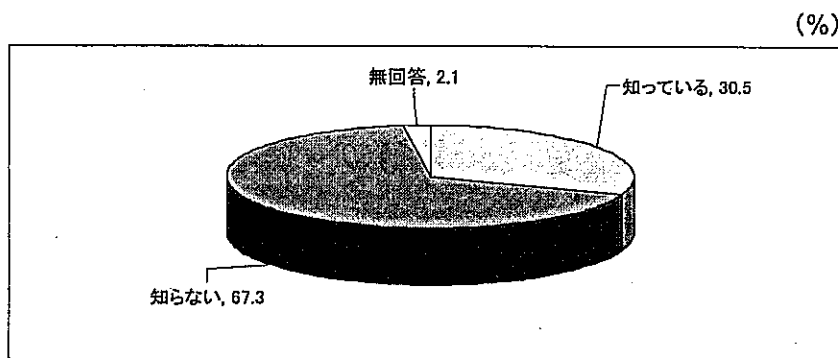


N=992

日本版ISAの今後拡充すべき点としては、「投資上限額の拡大」(27.9%)が最も高く、「1口座あたりの非課税となる期限の延長」(16.7%)、「ISA口座の開設可能期間の延長」(14.2%)と続く。

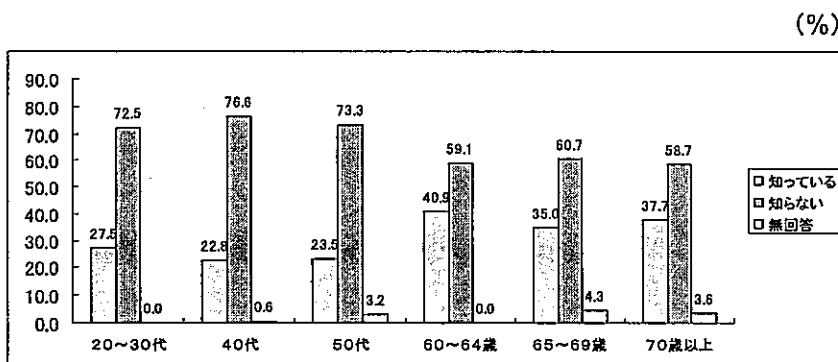
8. 上場株式、公募株式投資信託の売買益、配当金等に関する 10%の優遇措置について①

○10%の優遇措置が来年末に期限切れとなることについての認知度



N=992

現在の10%の優遇措置が来年末で期限切れとなることについて、約7割(67.3%)の投資家が知らないと回答。

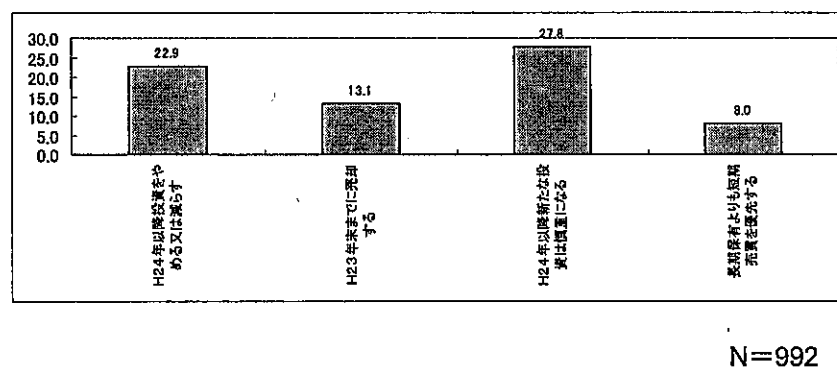
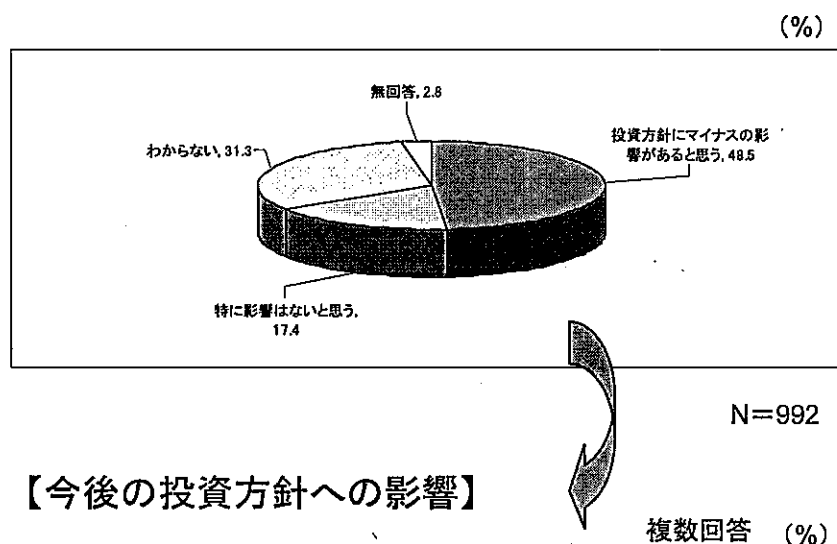


N=992

20代~50代の層で「知らない」という回答が多い。

8. 上場株式、公募株式投資信託の売買益、配当金等に関する 10%の優遇措置について②

(1) 上場株式・株式投資信託の売買益に対する税率10%の優遇措置の終了が及ぼす影響



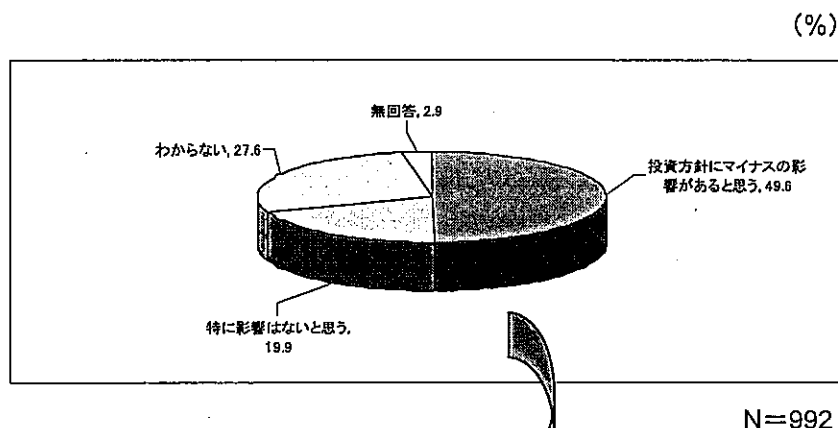
売買益に対する10%の優遇措置の終了は、個人投資家の投資方針に大きなマイナスの影響を与えるものと予想される。

	平成18年	平成19年
マイナスの影響あり	54.5%	61.2%
特に影響なし	25.8%	18.5%
わからない	18.2%	19.0%

具体的には、「新たな投資は慎重になる」、「投資をやめる又は減らす」という回答が多い。

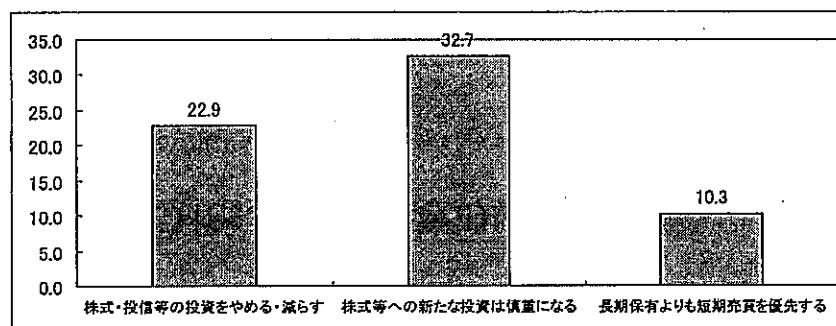
8. 上場株式、公募株式投資信託の売買益、配当金等に関する 10%の優遇措置について③

(2) 上場株式・株式投資信託の配当金・分配金に対する税率10%の優遇措置の終了が及ぼす影響



【今後の投資方針への影響】

複数回答 (%)



配当金等に対する10%の優遇措置終了も、個人投資家の投資方針に大きなマイナスの影響を与えるものと予想される。

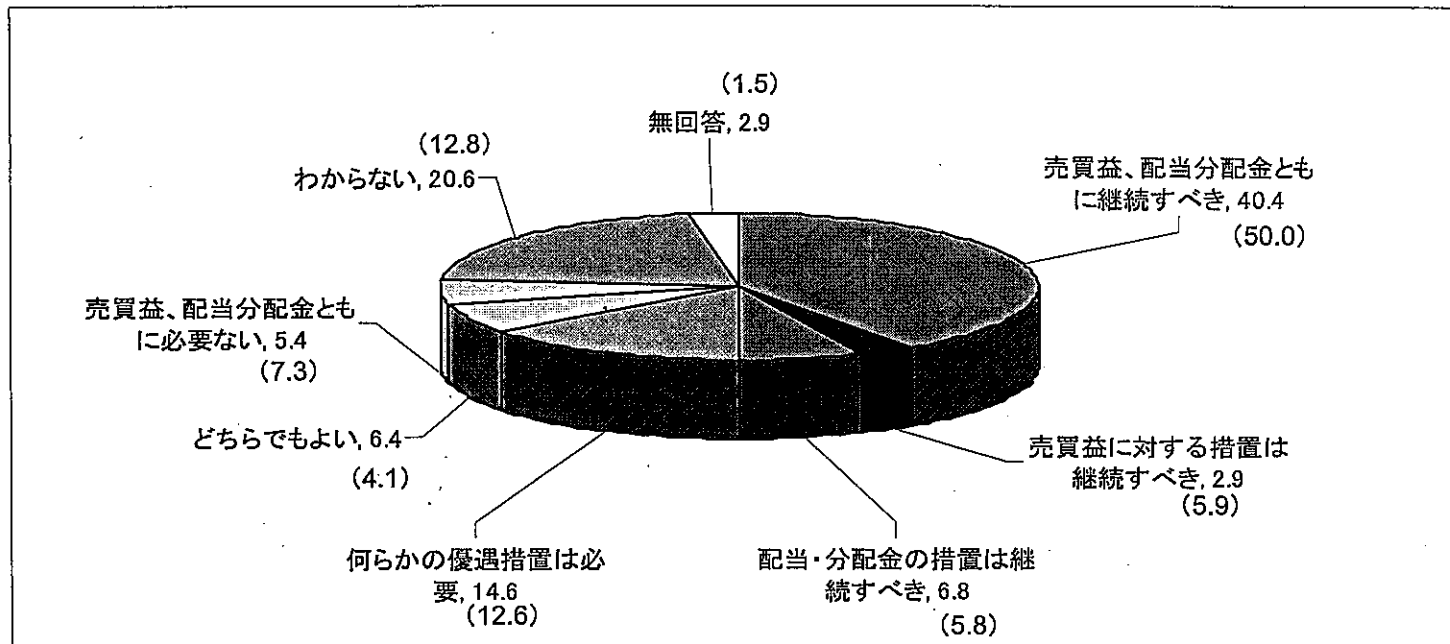
	平成18年	平成19年
マイナスの影響あり	49.8%	57.7%
特に影響なし	33.2%	23.7%
わからない	15.7%	17.0%

売買益と同様に、「新たな投資は慎重になる」、「投資をやめる又は減らす」という回答が多い。

8. 上場株式、公募株式投資信託の売買益、配当金等に関する 10%の優遇措置について④

○10%の優遇措置の継続の必要性について

(%)



※ ()内の数値は平成19年調査。

N=992

約半数(50.1%)の個人投資家が上場株式や公募株式投資信託の
売買益、配当金・分配金に対する10%の優遇措置の両方または
いずれかの継続を望んでいる。
さらに、「何らかの優遇措置は必要」も14.6%いる。